

北海道介護支援専門員専門研修実施機関指定要綱

第1 目的

介護支援専門員資質向上事業実施要綱（平成18年6月15日厚生労働省老健局長通知）2 実施主体の規定による介護支援専門員専門研修を実施する研修実施機関（以下「指定研修実施機関」という。）の指定について、北海道介護支援専門員資質向上事業実施要綱等に基づき必要な事項を定めるものとする。

第2 指定研修実施機関の要件

知事は、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、指定研修実施機関として指定することができるものとする。

- (1) 法人であること。
- (2) 介護支援専門員専門研修（以下「研修」という。）事務を適正かつ継続的に実施する能力が認められること。
- (3) 第11に規定する事務手数料が研修の費用として適正であると認められること。
- (4) 次に掲げる義務を適正に履行できることが認められること。
 - ア 第6に規定する変更の届出、第7に規定する廃止の届出、第8に規定する事業計画書の提出、第9に規定する事業実績報告書の提出について、適正に履行できると認められること。
 - イ 研修事務事業に係る経理が、他の事業と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支が明らかとなる書類が整備されること。
 - ウ 研修を修了した者について、研修を修了した者の氏名、生年月日、介護支援専門員登録番号並びに研修の受講の開始年月日及び修了年月日を記載した名簿を作成し、これを知事に提出すること。
 - エ 研修事務の実施に関して、知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

第3 研修の実施方法

研修の実施方法は、北海道介護支援専門員資質向上事業実施要綱及び同要綱別添2「北海道介護支援専門員専門研修実施要綱」によるものとする。

第4 研修事務の実施方法

指定研修実施機関が実施する第2の(2)の研修事務の内容は次のとおりとする。

なお、詳細は、北海道介護支援専門員資質向上事業実施要領（平成18年8月4日付け北海道保健福祉部福祉局介護保険課長通知）及び同要領別添2「北海道介護支援専門員専門研修実施要領」によるものとする。

- (1) 研修事業を継続的に毎年一回以上実施すること。
- (2) 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした規程を定めること。
 - ア 開講目的
 - イ 研修事業の名称
 - ウ 実施場所
 - エ 研修期間
 - オ 研修課程
 - カ 講師氏名
 - キ 研修修了の認定方法
 - ク 受講資格
 - ケ 受講手続き
 - コ 受講料等
- (3) 研修の出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し保存すること。

第5 指定研修実施機関の申請

試験実施機関の指定を受けようとする者は、別記様式1により、次に掲げる事項を記載した関係書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- (2) 研修の名称
- (3) 研修を行う施設の所在地
- (4) 申請者の定款、寄付行為等及び登記事項証明書等
- (5) 当該申請に係る事業の開始予定年月日
- (6) 当該申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書
- (7) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- (8) 手数料その他研修の受講者から受領する金額
- (9) 研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目
- (10) その他指定に関し必要があると認められる事項

第6 変更の承認等

指定研修実施機関は、第5の(8)～(9)を変更しようとするときは、別記様式2の1により、あらかじめ当該変更に係る内容及び時期並びに理由を記載のうえ、知事の承認を受けるものとする。

また、第5の(1)から(4)(当該指定に係る事業に関するものに限る。)を変更するときは、別記様式2の2により、あらかじめ、当該変更に係る内容、時期及び理由を知事に届け出るものとする。

第7 廃止の承認

指定研修実施機関は、当該事業を廃止しようとするときは、別記様式3により、あらかじめ、当該廃止の時期並びに理由を記載したうえ、知事の承認を受けるものとする。

第8 事業計画書の提出

指定研修実施機関は、毎年度、別記様式4により、関係書類を添付のうえ、事業計画書を知事に提出するものとする。

第9 事業実績報告書の提出

指定研修実施機関は、毎年度、別記様式5に關係書類を添付のうえ、当該事業の終了後、速やかに当該事業の実績を知事に報告するものとする。

第10 指定の取り消し

知事は、指定研修実施機関が次のいずれかに該当する場合には、指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により指定を受けたとき。
- (2) 研修事務の状況に関し、知事が行った監督上必要な命令に違反したとき。
- (3) 第2に定める要件を満たすことができなくなったと認められるとき。

第11 研修の費用

研修事務手数料は、指定研修実施機関が定め、指定研修実施機関の収入とする。

第12 指定の公表

知事は、この要綱に基づき、第2により指定を行った場合及び第7により廃止の承認を行った場合並びに第10により指定を取り消した場合は、公示するものとする。

第13 その他留意すべき事項

指定研修実施機関は、研修事務について、以下の点についても留意すること。

- (1) 講師、会場等の研修体制及び事務処理体制の確保
- (2) 会計帳簿、決算書類等の整備及び適正な経理処理
- (3) 研修修了者名簿等の継続的な管理
- (4) 事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持については、厳格に行うこと。
- (5) 演習等において知り得た個人の秘密の保持について、厳格に行うとともに、研修受講者が十分に留意するよう指導すること。

附則

この要綱は、平成18年9月6日から適用する。

この要綱は、平成26年2月3日から一部改正して適用する。

この要綱は、平成28年4月1日から一部改正して適用する。